



# 長野県報

4月13日(月)  
令和8年  
(2026年)  
第700号

## 目次

### 規則

長野県地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則（ゼロカーボン推進課）…………… 2

### 告示

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（疾病・感染症対策課）…………… 3

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の名称及び所在地変更の届出（疾病・感染症対策課）…………… 3

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定辞退（疾病・感染症対策課）…………… 3

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（障がい者支援課）…………… 3

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定更新（障がい者支援課）…………… 4

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定辞退（障がい者支援課）…………… 4

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）…………… 5

宅地建物取引業法に基づく公開の聴聞（建築住宅課）…………… 5

道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）…………… 6

道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）…………… 6

### 公告

調理師試験の実施（食品・生活衛生課）…………… 7

製菓衛生師試験の実施（食品・生活衛生課）…………… 7

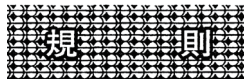
土地改良区管理規程の変更の認可（農地整備課）…………… 8

土地改良区定款変更の認可（2件）（農地整備課）…………… 9

土地改良区連合の管理規程の認可（農地整備課）…………… 9

土地改良事業計画の変更の認可（農地整備課）…………… 9

特定調達契約に係る一般競争入札（会計課）…………… 9



長野県地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和8年4月13日

長野県知事 阿部 守一

### 長野県規則第39号

長野県地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 長野県地球温暖化対策条例施行規則（平成18年長野県規則第22号）の一部を次のように改正する。

第12条第5項から第7項までを削り、同条第8項中「第20条第5項」を「第20条第2項」に改め、同項を同条第5項とする。

第13条第2項から第4項までを削り、同条第5項中「第21条第5項」を「第21条第2項」に改め、同項を同条第2項とする。

第14条第3項及び第4項を削り、同条第5項中「第22条第5項」を「第22条第2項」に改め、同項を同条第3項とする。

第14条の2の見出しを「(設計者による検討等)」に改め、同条中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とする。

第2条 長野県地球温暖化対策条例施行規則の一部を次のように改正する。

第13条の見出し中「等」を削り、同条第1項中「第21条第1項」を「第21条」に、「同項」を「同条」に改め、同条第2項を削り、同条の次に次の1条を加える。

(建築物への再生可能エネルギー設備の導入等)

第13条の2 条例第21条の2第1項の規則で定める基準は、同項の規定により建築物又はその敷地に導入すべき再生可能エネルギー設備から得られる熱及び電気の量を、それぞれ知事が別に定めるところにより石油等の一次エネルギーの熱量に換算して得られた量の合計が、1年当たり30メガジュールに床面積の合計の平方メートルで表した数値を乗じて得た数値に4万1,000メガジュールを加えた量以上（当該量が50万メガジュールを超える場合にあつては、50万メガジュール）であることとする。ただし、当該建築物又はその敷地に導入すべき再生可能エネルギー設備から得られる熱及び電気の量を満たすことができない場合として知事が別に定める場合には、知事が別に定めるところにより算定した量以上であることとする。

2 条例第21条の2第1項ただし書の規則で定める建築物は、次の各号のいずれかに該当する建築物とする。

(1) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物

(2) 第12条第4項第2号に掲げる建築物

(3) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第86条第2項ただし書の規定により指定されている多雪区域のうち、垂直積雪量が1.8メートルを超える区域内の建築物

(4) 前各号に掲げるもののほか、再生可能エネルギー設備の導入が困難な建築物として知事が認めるもの

3 条例第21条の2第2項の規定による届出は、同条第1項の規定による導入をした後15日以内に行わなければならない。

4 条例第21条の2第3項の規則で定める用途は、一戸建ての住宅とする。

附 則

この規則は、令和10年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、令和9年4月1日から施行する。

ゼロカーボン推進課